事務連絡

令和６年４月１日

各指定障がい福祉サービス等事業者　様

栃木市保健福祉部福祉総務課

障害福祉サービス等処遇改善計画書（令和６年度）の提出について（通知）

令和５年度に福祉・介護職員処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定加算」という。）福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等加算」という。）を算定しており、令和６年度も引き続き当該加算の算定を受けようとする場合又は令和６年度から新たに当該加算を算定する場合は「障害福祉サービス等処遇改善計画書（令和６年度）」の届出が必要となりますので、下記により届出を行ってください。

記

**１　提出書類**

（１）昨年から継続して算定する場合（加算の区分変更含む）

○１様式で原則１００事業所まで

　・別紙様式２－１ 障害福祉サービス等処遇改善計画書（令和６年度）総括表

　・別紙様式２－２ 個票（令和６年４.５月分）

　・別紙様式２－３ 個票（令和６年６月以降分）

　・別紙様式２－４ 個票（年度内の区分変更がある場合に記入）※該当する場合のみ

　○１様式で原則１０事業所まで

　・別紙様式６－１ 障害福祉サービス等処遇改善計画書（令和６年度）総括表

　・別紙様式６－２ 事業所個票

（２）令和６年度から新たに処遇改善計画を算定する事業所

　○１様式原則１事業所まで

　・別紙様式７－１ 障害福祉サービス等処遇改善計画書（令和６年度）

　　※６月以降、新加算ⅢまたはⅣを算定する場合のみ使用。

　　　新加算ⅠまたはⅡを算定する場合は、別紙様式２を使用。

（１）、（２）共通

・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（別記様式８号）　※新規・変更の場合のみ

・介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表 　※新規・変更の場合のみ

・別紙様式５ 特別な事情に係る届出書　※該当する場合のみ

**２　提出期限**

令和６年４月１５日（月）（郵送消印有効）

新加算について、期日までに提出した届出については、令和６年６月１７日（月）まで変更可能　　です。

**３　提出方法**

　　栃木市保健福祉部福祉総務課検査指導係に郵送又は直接ご提出ください。

　　※宇都宮市に事業所がある場合には宇都宮市に、栃木市及び宇都宮市以外に事業所がある場合には栃木県に対しても届出を行ってください。なお、栃木市内にのみ事業所がある場合は他への届出は不要です。

**４　その他**

（１）提出書類の電子データを栃木市ホームページ（[https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/25/）から](https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/25/%EF%BC%89%E3%81%8B%E3%82%89)　ダウンロードできますのでご活用ください。

（ホーム > 組織で探す > 福祉総務課（保健福祉部にあります） > 指定障がい福祉サービス事業所における「障害福祉サービス等処遇改善計画書（令和６年度）」の提出について）

また、厚生労働省の福祉・介護職員の処遇改善に関するホームページです。

福祉・介護職員の処遇改善

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\_kaigo/shougaishahukushi/minao

shi/index\_00007.html）

（２）本加算を活用した処遇改善の実施について、厚生労働省が専用の相談窓口を設置しています。

　様式の記載方法等について確認されたい場合は以下へお問い合わせください。

**福祉・介護職員等処遇改善加算等　厚生労働省コールセンター**

**電話番号：０５０－３７３３－０２３０**

**受付時間：9:00～18:00（土日含む）**

（３）令和５年度に算定した処遇改善加算等については、令和６年７月末までに実績報告書の提出が必要になりますが、当該加算の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回っていることであるため、仮に加算による収入額を下回っている場合は一時金や賞与として支給するなど、賃金改善額が加算による収入額を上回るようご留意ください。

〒328-8686　栃木市万町9-25

栃木市保健福祉部 福祉総務課

検査指導係(栃木市役所２階２Ａ－７窓口)

TEL 0282-21-2237　　FAX 0282-21-2682

Mail: f-chousa@city.tochigi.lg.jp